

大阪市では、市民・納税者の利便性の向上に取り組むとともに、「**適正・公正な**」「**信頼される**」「**効率的な**」**税務行政を基本理念**に基づき、税務行政をしています。

## 1 事業概要

大阪市の取り扱う税目は、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、入湯税です。令和6年度の大阪市の一般会計予算、約2兆167億円のうち、市税収入が約7,937億円(定額減税による影響を除くと8,087億円と過去最高)と全体の約40%を占め、最も重要な財源です。おおよそ、市税収入の約7,937億円で、福祉費と土木費を合わせた支出に匹敵する規模となっています。

大阪市では、市税に関する事務は市内5か所の市税事務所(梅田・京橋・弁天町・なんば・あべの)と、船場法人市税事務所(法人市民税・事業所税など)で行っています。

### ○弁天町市税事務所について

- ・管轄区は、**福島区、此花区、西区、港区、大正区**の5区です。
  - ・業務内容は、「税証明の発行」「市・府民税の申告受付」「軽自動車の登録・廃車手続き等」「固定資産税等(土地・家屋)に関すること」「市税の納税相談・徴収・滞納処分」などとなっています。
  - ・面積は大阪市域の20.6%、人口・世帯数(R5.6.1現在)は14.4%
  - ・市税収入(R4決算数値)は約1,056億円(市の13.4%)
- ←これは姫路市を超える規模

## 2 所在地・お問い合わせ先

### (1) 開庁案内

午前9時から午後5時30分(土曜、日曜、祝日、年末年始などの閉庁日を除く。)

※ただし、毎週金曜日は窓口業務を午後7時まで延長しています。

(法人市民税や事業所税等に係る税証明書発行の際、船場法人市税事務所での内容確認が必要なものなどについては、午後5時30分までの対応となる場合があります。)

### (2) 所在・アクセス・お問い合わせ先

〒552-8505 大阪市港区弁天1丁目2番2-100号 大阪ベイトワー イースト1階・3階



### ○駅からのアクセス案内図

大阪メトロ中央線「弁天町」2-A号出口  
JR「弁天町」北口

大阪ベイトワーへの連絡通路を進み、  
中央のエレベーターで  
1階または3階へ(約200m)

	主な業務内容	担当名	電話番号	FAX 番号
1F	税証明書の発行、総合案内	管理担当	06-4395-2948	06-4395-2905
	市・府民税の申告受付	市民税等グループ	06-4395-2953	06-4395-2810
	軽自動車の登録・廃車手続	市民税等グループ	06-4395-2954	06-4395-2810
3F	市税の徴収、納付書の再発行、 納税相談	納税担当	06-4395-2949	06-4395-2812
		収納対策担当	06-4395-2914	
	固定資産税・都市計画税(土地)に関すること	固定資産税(土地)グループ	06-4395-2957	06-4395-2812
	固定資産税・都市計画税(家屋)に関すること	固定資産税(家屋)グループ	06-4395-2958	06-4395-2812

### 3 お知らせ ([弁天町市税事務所のホームページ](#)に掲載中です)

- (1) 市税の納付は、安全、確実、便利な[口座振替・自動払込](#)をぜひご利用ください。
- (2) 市税の納付場所・納付方法は、[市税の納付場所・納付方法](#)をご覧ください。  
インターネットによる支払「Pay-easy、クレジットカード納付、PayPay 等のスマホ決済」も可能です。
- (2) [大阪市行政オンラインシステムによる窓口来所予約](#)の受付を行っています。  
市・府民税申告や軽自動車税の減免申請、固定資産税の課税内容の確認時にご利用できます。
- (4) [メールマガジン](#)の会員を募集しています。市税の手続きや納期限など、その時期に応じた身近な市税の情報を毎月 1 回パソコンやスマートフォン等にお届けしています。

### 令和 6 年度 大阪市税納期限等一覧表

4 月	固定資産税・都市計画税【第 1 期分】
5 月	軽自動車税(種別割)
6 月	個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)【第 1 期分】(7 月 1 日まで)
7 月	固定資産税・都市計画税【第 2 期分】
8 月	個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)【第 2 期分】(9 月 2 日まで)
9 月	
10 月	個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)【第 3 期分】
11 月	
12 月	固定資産税・都市計画税【第 3 期分】(25 日まで)
1 月	個人市・府民税・森林環境税(普通徴収)【第 4 期分】 償却資産の申告、住宅用地の異動申告、給与支払報告書の提出
2 月	固定資産税・都市計画税【第 4 期分】
3 月	個人市・府民税の申告(15 日まで)

※特に記載のないものは、その月の月末が期限となっています。